

いわゆる「外国為替証拠金取引」への対応について

1 . 概 要

いわゆる外国為替証拠金取引とは

- ・ 一般には、顧客が約定元本の一定率の証拠金を販売業者に預託し、差金決済による外国為替の売買を行う取引とされる。

事例：

1 ドル = 100 円の時に、証拠金率 5 % で 1 万ドル (証拠金: 5 万円) に投資 (買建て) し、1 ヶ月後に反対決済した場合の損益

(スワップ金利、手数料等は考慮しないものとする。)

1 ドル = 103 円になると、3 万円の利益が生じる

1 ドル = 97 円になると、3 万円の損失が生じる

原資 (5 万円) に対して 1 ヶ月
で 60 % の損益が発生

- ・ 平成 10 年の外為取引自由化を契機に取り扱われ始め、近年、商品先物業者や証券会社を中心に取扱いが増加。

2 . 金融庁の対応

当該取引について、金融庁として、以下のような対応を実施。

証券会社が当該取引を取り扱う場合の事務ガイドラインを策定 (12 月 2 日公表済)。

上記ガイドラインの策定に併せて、取引を行おうとする者に対する注意喚起文書を金融庁ホームページに掲載。

金融商品販売法施行令を改正し、商品先物業者や一般事業法人等が行う当該取引についても、同法の適用対象とする方向で検討。